

各位

北海道薬剤師会 副会長 山田 武志

## <重要>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療費の公費負担について

令和5年10月1日から患者自己負担額が変更になりました。

保険適用後に残る自己負担額の「**全額**」を公費負担しておりましたが、令和5年10月1日より、「**一部自己負担**」が生じます。

### 1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者(外来患者及び入院患者)であって、対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた者

### 2. 対象となる医療

次の新型コロナウイルス感染症治療薬の【薬剤費】のみ

- ・経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」
- ・点滴薬「ベクルリー」
- ・(中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシールド」)

※新型コロナウイルス感染症のために処方された薬剤であっても、カロナールやフスコデ等は、対象の薬剤ではないため、公費補助対象外です。

※上記感染症治療薬に関するものであっても、処方箋料、調剤料等は公費対象外です。

※中和抗体薬「ゼビュディ」「ロナプリーブ」「エバシールド」については、令和5年9月20日現在、一般流通が開始されておらず、国購入品の無償譲渡のみとなっております。国購入品については、薬局で薬剤料を調剤報酬算定しますので、この限りではありません。

具体的には、「ゼビュディ」「ロナプリーブ」については、令和5年10月1日以降も、引き続き自己負担を求めないでください。

「エバシールド」については、令和5年10月1日以降も、投与時自己負担は3100円(税込)以下となります。

※「ラゲブリオ」「パキロビッド」「ゾコーバ」「ベクルリー」について、国購入品の新規譲渡は行っておりませんが、国購入品の在庫があり、処方する場合には、自己負担を求めないでください。

### 3. 公費負担期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

医療費の自己負担割合に応じて、患者さんは下記の金額をお支払いいただきます。

(薬局や医療機関でほかの負担と合わせてお支払いいただきます。)

- ① 医療費の自己負担割合が1割の方 → 3,000円
- ② 医療費の自己負担割合が2割の方 → 6,000円
- ③ 医療費の自己負担割合が3割の方 → 9,000円

※治療薬の薬剤料にかかる自己負担額(3000円、6000円、9000円)のほかに、薬局でかかる調剤料などは、通常どおり自己負担が発生します。

※治療薬の薬剤料に対しては公費と医療費助成制度(重度心身障がい者医療費助成等)を併用することが可能です。

※国が購入し、薬局へ無償譲渡されていた治療薬については、10月以降も、自己負担を求めないでください。